

## 公募型プロポーザルの公告

デジタルサイネージシステム構築及び運用保守業務委託について、公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり告示する。

令和2年9月14日

公益社団法人 奈良市観光協会  
会長 乾 昌弘

### 1. 委託業務の概要

#### (1) 業務名

デジタルサイネージシステム構築及び運用保守業務

#### (2) 業務の目的

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、観光案内所においてデジタルサイネージを活用し、非対面・非接触で観光情報を提供するとともに、市内の店舗情報や観光地の混雑状況、緊急時の災害情報など、デジタルサイネージを通じて提供することを目的とする。

#### (3) 委託内容

別紙仕様書のとおり

#### (4) 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

#### (5) 委託料上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

### 2. 受注者の選定方法

受注者の選定は、公募型プロポーザル方式によることとし、審査委員会により、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、業務委託の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際しては、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と公益社団法人奈良市観光協会（以下、「観光協会」という。）が、提出書類の内容をもとに、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったのち、業務委託契約の手続きに進む。但し、交渉が整わない場合は次点者に選定された者が、改めて観光協会と交渉を行うこととなる。また、観光協会は候補者に対し、改めて見積書の提出を求めるものとする。

### 3. 参加資格要件

プロポーザル参加者（企画提案書提出者）は、デジタルサイネージシステム構築及び運用

保守業務の内容を理解し、契約期間において、安全かつ円滑に事業を実施すること。また、以下の（１）から（８）に掲げるすべての要件を満たしていること。

また、プロポーザルの参加は単独に限らず共同提案でも可とする。共同提案の場合は共同企業体（JV）を結成し、幹事者を決める必要がある。なお、共同提案者は、複数のJVに所属することができない。また、JVに所属しながら単独で提案を行うこともできない。共同提案の場合においても、各企業や団体等が、以下の（１）から（８）に掲げるすべての要件を満たすものとする。なお、参加申込書提出期間後に幹事者及び共同提案者を変更することはできない。

- （１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していない者であること。
- （２） 奈良県または奈良市の物品購入等に係る競争入札の参加資格に関する規定による競争入札参加資格者においては、入札参加停止の期間中でない者であること。
- （３） 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- （４） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号。以下「新法」という。）第１７条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号。以下「旧法」という。）第３０条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- （５） 平成１２年３月３１日以前に民事再生法（平成１１年法律第２２５号）附則第２条による廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）第１２条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- （６） 平成１２年４月１日以降に民事再生法第２１条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- （７） 次に掲げるいずれの要件にも該当しない者であること。
  - （イ） 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはそのもの及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
  - （ロ） 暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員

が経営に実質的に関与していないこと。

(ハ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。

(ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与していないこと。

(ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(8) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。

#### 4. 質疑と回答

質疑は、別紙【様式4】により電子メール（kanri@narashikanko.or.jp）で受け付け、質疑の回答は、観光協会ホームページにて行うものとする。

質疑受付期限：令和2年9月24日（木）正午まで（必着）

回 答 日：令和2年9月29日（火）

#### 5. 現地見学

設置予定の案内所について現地見学を希望する場合は、別紙【様式5】により電子メール（kanri@narashikanko.or.jp）で受け付けた後、現地見学の日程を連絡する。

申込受付期限：令和2年9月24日（木）正午まで（必着）

#### 6. 企画提案書等の提出

プロポーザル参加希望者は、以下の書類を正本1部及び副本7部を提出すること。なお、参加申込書の提出により、前記3「参加資格要件」を満たすことを宣誓したものとみなす。

##### (1) 提出内容

以下の、「i、参加申込書等」と「ii、企画提案書等」を提出すること。

i、参加申込書等（次表「(2) 提出書類」①～②）

正本1部

ii、企画提案書等（次表「(2) 提出書類」③～⑦）

正本1部及び副本7部（計8部）。

##### (2) 提出書類

No	区 分	様 式	記入に関する留意事項
①	参加申込書	第1号	提出年月日及び事業者の住所、称号（名称）、代表者名・担当者名を記載し押印する。
②	事業者概要書	第2号	資料提出日現在の実態について漏れのないよう記載する。共同企業体（JV）の場合は、共同企業体を構成する

			<p>事業者毎に記載する。</p> <p>以下の書類も添付すること</p> <p>①法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書。発行後3か月以内のもの。複写物でも可。）</p> <p>②印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの。）</p> <p>③納税証明書（発行後3か月以内のもの。）</p> <p>ア. 奈良市内の事業者の場合（奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。）</p> <p>直近2年度分の法人市民税及び固定資産税の納税証明書（奈良市市民税課で証明。複写物でも可。）</p> <p>イ. 奈良市外の事業者の場合</p> <p>納税証明書（その3の3）（税務署で証明。複写物でも可。）</p> <p>※外出自粛要請等によって期限までに取得が困難な場合は、写しによる提出も認める。ただし、取得可能な状況になり次第、原本を提出すること。</p>
③	類似業務受注実績書	第3号	<p>本委託業務と同種又は類似業務の受注実績について記載する。記載内容が確認できる書面（契約書等の写し）も添付すること。</p>
④	業務実施体制表	任意様式	<p>本委託業務を実施するにあたって各業務に従事する人員体制を記載すること。</p>
⑤	事業工程表	任意様式	<p>本委託業務を実施するにあたっての工程表</p>
⑥	見積書	任意様式	<p>令和2年度の事業見積書と、翌年度以降のランニングコストを明示すること。</p>
⑦	企画提案書	任意様式	<p>本委託業務を実施するにあたって仕様書に基づき貴社が提案するシステムの概要や具体的な提案内容について記載すること。システムの機能要件のほかに、貴社において独自提案可能な内容があれば、それを提示すること。なお、以下の項目に留意して記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同等の業務内容における実績等</li> <li>・ 業務実施体制及び保守管理体制</li> <li>・ サイネージの外観やパース図</li> <li>・ コンテンツ全体の画面構成やユーザー操作性</li> <li>・ 管理者機能</li> <li>・ 運用コスト</li> <li>・ その他独自提案</li> </ul>

			※副本には、社名やロゴ等、提案事業者を特定できる情報は記入しないこと。
--	--	--	-------------------------------------

(3) 提出方法

持参または郵送

(4) 受付期間

i、参加申込書等 (①参加申込書、②事業者概要書)

令和2年9月30日(水)正午まで(必着)

ii、企画提案書等 (③類似業務受注実績書～⑦企画提案書)

令和2年10月5日(月)正午まで(必着)

(5) 参加承認

本プロポーザルの参加承認の可否の連絡は、参加申請書を提出した全ての事業者に通知する。なお、通知方法は、提出書類に記載されたメールアドレス宛に電子メールを送信し、追って通知書を送付する。

## 7. 提出先

〒630-8122 奈良市三条本町8-1 シルキア奈良2階

公益社団法人 奈良市観光協会 中村 宛

※郵送の場合は、簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする

※持参の場合は、土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで

## 8. 注意事項

(1) 提案は1団体1提案までとする。

(2) 提出書類を受け付けた後の追加及び修正は認めないものとする。ただし、選定審査委員会会場において、事業計画等の内容を説明するプレゼンテーション等に必要な資料の提示は認める。

(3) 提出された提出書類が次項に該当するときは無効となる場合がある。

①虚偽の内容が記載されているもの

②提出書類の内容や提出方法等が本公告の規定に適合しないもの

(4) 提出書類は著作権・意匠権等の問題が生じないように配慮すること。

(5) 企画提案書で表明する内容については、実現可能性が低いものであってはならず、交渉権第1位に選定された事業者であっても、業務目的が達成できない、またはその恐れがあると認められる相当の理由がある場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、観光協会は一切責任を負わず、賠償しない。

(6) 提案書類作成及び提出に要した費用は、応募者の負担とする。

(7) 提案の際に提出した書類は、返却しないものとし、観光協会の責においてすべて処分するものとする。また、観光協会はこれを本業務における審査以外では使用しない。

- (8) 提出資料は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (9) 期限までに所定の書類が整わなかった場合は受付不可となる。
- (10) 審査のため、追加で書類の提出を求める場合がある。
- (11) 提出後において、参加資格が喪失する事由が生じた場合及び応募者の都合により参加の申込みを取り消す場合は、直ちにその旨を書面で届け出ること。
- (12) 提案書類等に虚偽があった場合や応募者が選定に対する不当な要求をした場合は、失格とする。
- (13) 本プロポーザルの参加にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。

## 9. 応募スケジュール

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| (1) 公告及び企画提案書・質問受付開始 | 令和2年 9月14日(月)       |
| (2) 質問受付終了           | 令和2年 9月24日(木)(正午まで) |
| (3) 質問回答             | 令和2年 9月29日(火)       |
| (4) 参加申込書等受付終了       | 令和2年 9月30日(水)(正午まで) |
| (5) 企画提案書等受付終了       | 令和2年10月 5日(月)(正午まで) |
| (7) 選定審査委員会開催        | 令和2年10月上旬～中旬頃予定     |

## 10. 選定審査委員会について

### (1) 日程

令和2年10月上旬～中旬頃予定

### (2) 場所

奈良市観光センター〈NARANICLE(奈良市上三条町23-4)内〉多目的スペース

### (3) 留意事項

- ①プレゼンテーション審査とし、プレゼンテーションは実施体制の責任者又はリーダーが行うこと。
- ②1団体あたり30分までとする。応募者によるプレゼンテーションを20分以内、質疑応答を10分程度とし、入退室の時間、機材のセッティング及び撤去時間についても実施時間の30分に含む。
- ③プレゼンテーションに参加しなかった応募者は失格とする。

### (4) その他

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、プレゼンテーション審査の方法を変更する場合があります、その際は改めて応募者に連絡する。

## 11. 選定方法及び審査結果

### (1) 選定方法

選定審査委員会において、評価基準に基づき採点を行い、その単純合計点数が高い者を候補者とする。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、令和2年10月中旬頃ごろに各応募者に対して文書にて通知する。

**12. お問い合わせ先**

〒630-8122 奈良市三条本町8-1 シルクア奈良2階

公益社団法人 奈良市観光協会

担当：中村

電話：0742-30-0230 FAX：0742-30-0231

電子メール：[kanri@narashikanko.or.jp](mailto:kanri@narashikanko.or.jp)